

島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

（趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

対象期間において4週8休以上が確保できた場合において、労務費等を補正し契約変更を行うことにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むものである。

（定義）

第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、単位期間において8日以上現場閉所があることをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

2 「単位期間」とは、土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。

4 「対象期間」の起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測定の開始）以降の最初の土曜日とする。

現場閉所の確認は、起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象とする。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

5 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。

工事着手日以降最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。（資料1参照）

6 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。（資料1参照）

7 「発注者指定型」とは、発注者が、週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方

式であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。

- 8 「受注者希望型」とは、受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式であり、週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議すること。

(対象工事)

第3条 島根県土木部港湾空港課・農林水産部水産課が所管する工事のうち空港土木工事を除く全ての工事を対象に週休2日工事（発注者指定型）及び同（受注者希望型）のいずれかの方式で発注することを原則とする。

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）及び海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「島根県週休2日工事試行要領（土木部編）」を適用するものとする。

(発注者指定型)

以下のいずれかに該当する工事以外は発注者指定型の対象とすることができる。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 災害復旧工事

例2) その他緊急的、時間的制約があるもの

例3) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事

例4) 国の令和2年度第3次補正予算に伴う工事

- (2) 維持管理業務（一括発注方式）等の工期があらかじめ決められている工事

- (3) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事

(受注者希望型)

発注者指定型を除くすべての工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、(1)においては、災害復旧工事を除く工事及び(3)においては、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した工事は、契約時には対象外工事であっても、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、その対象とすることができる。

なお、この協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 災害復旧工事

例2) その他緊急的、時間的制約があるもの

例3) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事のうち標準的な工期が確保できない工事

- (2) 維持管理業務（一括発注方式）等の工期があらかじめ決められている工事

- (3) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事

(実施方法)

第4条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、入札公告文の表紙に「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」を明記するものとする。

- 2 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」及び契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

- 3 受注者は、受注者希望型においては、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。

- 4 受注者は、発注者指定型においては、工期に関する特記仕様書に定める週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。
- 5 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工時編）」により行うものとする。

（工事成績評定）

第5条 発注者は、対象期間において4週8休以上を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において、工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理 その他」にて評価するものとする。なお、4週8休以上を確保できなかった場合において、減点は行わないものとする。

（工事費の積算及び設計変更）

第6条 発注者は、「発注者指定型」においては、発注時点で以下のとおり補正を行い、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保でなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。「受注者希望型」においては、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。

なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。

- （1）労務単価
積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。（小数点以下切捨）
- （2）機械経費（賃料）
積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数1.04を乗じるものとする。（小数点以下切捨）
- （3）共通仮設費率
積算において使用している共通仮設費率に補正係数1.02を乗じるものとする。（小数3位四捨五入）
- （4）現場管理費率
積算において使用している現場管理費率に補正係数1.03を乗じるものとする。（小数3位四捨五入）
- （5）市場単価
施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数（資料2参照）を乗じるものとする。（小数点以下切捨）
なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。
- （6）施工パッケージ
標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、（1）により算出した労務単価を適用する。

(履行証明書)

第7条 発注者は、第4条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」(様式2)が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

(提出書類の虚偽)

第8条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

ただし、令和3年10月1日施行の要領第7条(履行証明書)は令和元年10月1日以降に起案を行った工事に適用する。